

議案第46号

朝来市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
制定について

朝来市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月19日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）が令和7年6月4日から施行され、選挙長等が職務のために要する費用の額が改められたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

朝来市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第64号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前																																
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、朝来市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の管理執行する選挙における選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人（以下「選挙長等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（補則）</u> 第 6 条 （略） 別表（第 2 条関係） <table><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr><tr><td>選挙長</td><td>1 日につき <u>12,200円</u></td></tr><tr><td>投票所の投票管理者</td><td>1 日につき <u>14,500円</u></td></tr><tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1 日につき <u>12,800円</u></td></tr><tr><td>開票管理者</td><td>1 日につき <u>12,200円</u></td></tr><tr><td>投票所の投票立会人</td><td>1 日につき <u>12,400円</u></td></tr><tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>1 日につき <u>10,900円</u></td></tr><tr><td>開票立会人</td><td>1 日につき <u>10,100円</u></td></tr></table>	区分	報酬の額	選挙長	1 日につき <u>12,200円</u>	投票所の投票管理者	1 日につき <u>14,500円</u>	期日前投票所の投票管理者	1 日につき <u>12,800円</u>	開票管理者	1 日につき <u>12,200円</u>	投票所の投票立会人	1 日につき <u>12,400円</u>	期日前投票所の投票立会人	1 日につき <u>10,900円</u>	開票立会人	1 日につき <u>10,100円</u>	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、朝来市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の管理執行する選挙における選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人（以下「選挙長等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（委任）</u> 第 6 条 （略） 別表（第 2 条関係） <table><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr><tr><td>選挙長</td><td>1 日につき <u>10,800円</u></td></tr><tr><td>投票所の投票管理者</td><td>1 日につき <u>12,800円</u></td></tr><tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>1 日につき <u>11,300円</u></td></tr><tr><td>開票管理者</td><td>1 日につき <u>10,800円</u></td></tr><tr><td>投票所の投票立会人</td><td>1 日につき <u>10,900円</u></td></tr><tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>1 日につき <u>9,600円</u></td></tr><tr><td>開票立会人</td><td>1 日につき <u>8,900円</u></td></tr></table>	区分	報酬の額	選挙長	1 日につき <u>10,800円</u>	投票所の投票管理者	1 日につき <u>12,800円</u>	期日前投票所の投票管理者	1 日につき <u>11,300円</u>	開票管理者	1 日につき <u>10,800円</u>	投票所の投票立会人	1 日につき <u>10,900円</u>	期日前投票所の投票立会人	1 日につき <u>9,600円</u>	開票立会人	1 日につき <u>8,900円</u>
区分	報酬の額																																
選挙長	1 日につき <u>12,200円</u>																																
投票所の投票管理者	1 日につき <u>14,500円</u>																																
期日前投票所の投票管理者	1 日につき <u>12,800円</u>																																
開票管理者	1 日につき <u>12,200円</u>																																
投票所の投票立会人	1 日につき <u>12,400円</u>																																
期日前投票所の投票立会人	1 日につき <u>10,900円</u>																																
開票立会人	1 日につき <u>10,100円</u>																																
区分	報酬の額																																
選挙長	1 日につき <u>10,800円</u>																																
投票所の投票管理者	1 日につき <u>12,800円</u>																																
期日前投票所の投票管理者	1 日につき <u>11,300円</u>																																
開票管理者	1 日につき <u>10,800円</u>																																
投票所の投票立会人	1 日につき <u>10,900円</u>																																
期日前投票所の投票立会人	1 日につき <u>9,600円</u>																																
開票立会人	1 日につき <u>8,900円</u>																																

選挙立会人	1 日につき <u>10,100円</u>	選挙立会人	1 日につき <u>8,900円</u>
-------	-----------------------	-------	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。